

○御嵩町複数工事等抽選移行型指名競争入札実施要領

平成14年10月1日

訓令甲第17号

(目的)

第1条 この要領は、本町が発注する一定規模以上の建設工事等に複数工事等抽選移行型指名競争入札を実施することにより、厳正かつ公正な入札執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「複数工事等抽選移行型指名競争入札」とは、御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）に規定する御嵩町契約審査委員会が指定する複数の建設工事等の数に御嵩町建設工事等に係る指名基準（平成16年訓令甲第19号）の別表に掲げる選定区分に応じた指名業者数を乗じて得た数の業者を選定し、及び指名し、入札を実施する当日、指名業者が自ら行う抽選により決定した一の建設工事等の入札のみ参加できる指名競争入札をいう。

(平16訓令甲20・一部改正)

(対象建設工事等)

第3条 御嵩町契約審査委員会が指定する複数の建設工事等は、同一種別かつ同等程度の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、舗装工事及び水道施設工事をいう。以下同じ。）又は建設工事に係る同一種別かつ同等程度の設計、調査、測量等の委託業務とし、設計金額が1千万円以上のものとする。

(平16訓令甲20・一部改正)

(入札時の入室等)

第4条 複数工事等抽選移行型指名競争入札の実施にあたっては、指名業者全てを入札会場に入室させ、対象建設工事等の入札が全て終了するまで退室できないものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、複数工事等抽選移行型指名競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平16訓令甲20・一部改正)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年訓令甲第20号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。